

70歳以上の方および老人保健医療受給者の方の 所得区分判定基準が変わります

70歳以上の方および老人保健医療受給者の方は、その所得に応じて自己負担割合などが異なります。公的年金等控除の見直しや高齢者控除の廃止等により、平成18年8月から自己負担割合などを判定する所得基準が変わります。

医療機関での窓口負担割合		所得判定基準
2割負担（一定以上所得者）		課税所得が145万円以上の方 ※ただし、収入額が、高齢者複数世帯で520万円未満、高齢者単身世帯で383万円未満の場合は、申請することにより1割負担になります。
1割負担	一般	課税所得が145万円未満の方
	低所得Ⅱ	住民税非課税世帯の方
	低所得Ⅰ	・住民税非課税世帯で、その世帯の所得が各種控除（年金所得の控除額は80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方 ・住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者の方

今回の所得判定基準の変更により所得区分が上がる方には次のような経過措置（2年間）があります

課税所得が145万円以上213万円未満の方 **または**

収入額が、高齢者複数世帯で520万円以上621万円未満の方
高齢者単身世帯で383万円以上484万円未満の方 **▶ が申請した場合**



自己負担限度額が「一定以上所得者」→「一般」に変更になります。

高齢者に係る住民税非課税措置の廃止により世帯の一部の方が住民税課税となったことにより、住民税非課税世帯ではなくなりましたが、本人は住民税非課税のままの方



自己負担限度額が「一般」→「低所得Ⅱ」に変更になります。

自己負担限度額とは？

入院や手術などの治療を受けると、病院での窓口負担が高額になる場合があります。治療を受ける方の経済的負担を軽減するため、1カ月当たりの医療費自己負担額には上限が設けられています。この上限のことを自己負担限度額といい、自己負担限度額を超えて医療費を負担された場合、高額療養費として払い戻す制度があります。

自己負担限度額（月額）

	外来の限度額（個人ごとに計算）	入院および世帯ごとの限度額
一定以上所得者	40,200円	72,300円 +医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
一般	12,000円	40,200円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

問い合わせ先 北勢庁舎 保険年金課 ☎72-3829 FAX72-3334